

宇山消予第891号  
令和元年(2019年)8月13日

関係事業所長 様

宇部・山陽小野田消防局消防長

令和元年度 第2回 甲種(新規)・乙種防火管理講習の開催について

平素から、消防行政の推進につきましては、格別の御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、飲食店・ホテル・病院等で不特定多数の人が出入りする建物(特定防火対象物)や、学校・寺院・工場等(その他の防火対象物)で防火管理者の選任義務がある建物の管理権原者は、資格を有する者の内から防火管理者を選任し、防火管理業務を行わせなければなりません。

つきましては、その資格取得のための講習を別添実施要綱のとおり開催しますので、資格者不在の防火対象物の関係者は、適任者(管理・監督的な地位にある者)に受講するよう周知のほどよろしくお願ひします。

なお、防火管理者の選任が必要な建物及び講習区分については次のとおりです。

1 防火管理者の選任が必要な建物

- (1) 特定防火対象物で、収容人員が30人以上(ただし、養護老人ホーム・知的障害者施設など、主として要介護状態にある者又は重度の障害者が入所する施設(要介護者施設等)は収容人員10人以上)
- (2) その他の防火対象物で収容人員が50人以上

2 講習区分

(1) 甲種防火管理新規講習(甲種防火対象物の防火管理)

甲種防火対象物とは、特定防火対象物で延べ面積が300平方メートル以上、その他の防火対象物で延べ面積が500平方メートル以上の建物をいいます。

※ 但し、要介護者施設等で収容人員10人以上のものは、面積に関係なく、甲種防火管理新規講習の対象となります。

(2) 乙種防火管理講習(乙種防火対象物の防火管理)

乙種防火対象物とは、特定防火対象物で延べ面積が300平方メートル未満、その他の防火対象物で延べ面積が500平方メートル未満の建物をいいます。

予防課予防係 担 当 小代田、高野、藤永 TEL 0836-21-7599 FAX 0836-21-6120
---